

成田伝統芸能まつり  
ポスター等作成業務委託コンペ募集要項

---

令和8年6月10日

成田伝統芸能まつり実行委員会

## 1. 業務概要

### (1) 業務名称

成田伝統芸能まつりポスター等作成業務委託

### (2) 業務の目的

成田伝統芸能まつりを広くPRし、観光客の誘致を図るため、ポスター等を作成する。

### (3) 業務の期間

業務委託契約を締結した日から令和8年9月27日（日）まで

### (4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### (5) 提案上限額

900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この上限額は、契約額や許容価格を示すものではない。

## 2. 参加資格

本コンペへ参加できるものは、地方自治法施行令第167条4の規定のほか、次の各号に該当しない者とする。

- ①手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託の参加表明受付開始日の前6カ月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
- ②会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。
- ③民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者。

## 3. 発注者

(所在地) 〒286-8585

千葉県成田市花崎町760 成田市役所4階

(団体名) 成田伝統芸能まつり実行委員会

(担当部局) 成田伝統芸能まつり実行委員会事務局

(成田市シティプロモーション部観光プロモーション課)

(電話番号) 0476-20-1540

(FAX) 0476-24-2185

(Eメール) [kanpro@city.narita.chiba.jp](mailto:kanpro@city.narita.chiba.jp)

#### 4. 選考にかかるスケジュール

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 参加受付      | 令和8年6月10日（水）～6月17日（水） |
| 質問受付      | 令和8年6月10日（水）～6月17日（水） |
| 質問回答      | 令和8年6月19日（金）頃         |
| コンペ作品提出期限 | 令和8年6月26日（金）17：00必着   |
| 選考結果の通知   | 令和8年7月3日（金）頃          |
| 委託契約締結    | 令和8年7月上旬              |

#### 5. コンペ参加手続き

##### (1) 参加表明

参加申込書（様式1）を発注者に電子メールで提出することにより参加表明を行うものとする。

（申込先）kanpro@city.narita.chiba.jp

（メールの件名）【コンペ参加申込】成田伝統芸能まつりポスター等作成業務委託／法人名

（申込期限）令和8年6月10日（水）～6月17日（水）

##### (2) 質問の受付及び回答

本件に係る質問は、以下のとおり送付するものとする。

###### ①質問方法

質問書（様式2）を電子メールで提出すること。

（電子メールアドレス）kanpro@city.narita.chiba.jp

（メールの件名）【質問】成田伝統芸能まつりポスター等作成業務委託／法人名

###### ②受付期間

令和8年6月10日（水）～6月17日（水）

###### ③回答

回答は、競争上地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和8年6月19日（金）頃までに回答する。回答は質問者を含む参加者すべてに通知する。

なお、参加申込のない者からの質問には回答しない。

#### 6. コンペ作品の提出

##### (1) 提出物

###### ①提案品

- ・ポスターデザイン案B 1判
- ・成田伝統芸能まつりロゴマーク案
- ・PDFデータを記録したCD-R又はDVD-R 1枚

###### ②企画書1部

③見積書 1 部

## (2) 留意事項

①見積りは、デザイン、製版、印刷、梱包、配送、消費税の一式を含むものとし、費用の内訳を添付する。

②提出された書類は返却しない。

## (3) 掲載要件

掲載要件については、別紙仕様書のとおり

## (4) 提出締切

令和8年6月26日（金）17：00 まで

## (5) 提出方法

担当部局へ提出すること。持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出するものとする。持参の場合は、9：00から17:00までに提出すること。郵送の場合は、提出期限最終日の17:00までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、参加を辞退したものとみなす。

## 7. 評価

### (1) 審査方法

成田伝統芸能まつり実行委員会事務局でコンペ作品等をもとに審査。最も高い評価を獲得したものを優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い点を獲得したものが2以上ある場合は、事務局にて審議・決定する。

### (2) 審査結果の通知

優先交渉権者の選定結果については、電子メールにて通知する。評価の内容についての問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### (3) 選定基準

| 審査項目    | 着眼点  | 配点 |
|---------|--|----|
| デザイン・企画 | <ul style="list-style-type: none"><li>・観光誘客につながるようなイメージポスター・ロゴマークとなっているか</li><li>・成田伝統芸能まつりを全国にPR するに適格か</li><li>・魅力を表現する仕方は工夫されているか</li><li>・新規性と独自性に富んだデザインとなっているか</li></ul> | 90 |
| 費用      | <ul style="list-style-type: none"><li>・積算額は提案上限額を超えていないか</li><li>・積算額は必要最小限に抑えられているか</li></ul>   | 10 |

## 8. その他

### (1) コンペの中止について

本実行委員会の都合又はコンペを公平に執行することができないと認められるときは、中止する場合がある。その場合において、応募にかかわるすべての経費は本実行委員会に請求できないこととし、加えて異議申し立てをすることもできないものとする。

### (2) 特記事項

- ①参加表明者は、別紙「印刷物の納入に関する特約」に同意すること。
- ②デザイン案の提案は、参加希望者1者につき1案とする。